

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

報告事項件名	頁
1 足立区反社会的団体の規制に関する条例の施行状況について・・・・・・・・	2
2 「足立区安全安心パトロール実施要綱」の制定について・・・・・・・・	9

(危機管理部)

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

件名	足立区反社会的団体の規制に関する条例の施行状況について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p>足立区反社会的団体の規制に関する条例（以下、「条例」という。）付則に基づき、条例の施行状況について検討を行ったので、その結果を報告する。</p> <p><b>1 条例付則（「見直し」の規定）</b> 条例では、「この条例の施行の日から起算して5年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。」と定めている。</p> <p><b>2 見直し結果</b> <b>現行のまま条例を存続</b>（別添、「条例見直し調書」）。</p> <p><b>3 理由</b> 条例の目的を受け、住民協議会からの意見聴取を行い、以下の理由から現行のまま存続とした。 （1）条例の必要性 住民の不安が解消されていない現状では引き続き条例の存続が必要。 （2）条例の有効性 憲法の保障する基本的人権の侵害に当たる制約を課しているものではない。 （3）条例の適法性 団体規制法及び関係法令に抵触はせず、裁判所の判示においても条例の合憲性、適法性が認められている。</p> <p><b>4 条例の目的</b> 反社会的団体の区内における活動及び構成員の転入等による区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穏に対する脅威及び不安を除去するため、区が講ずべき措置を定めるとともに、周辺住民の自主的な活動を支援し、区民の安全及び地域の平穏を図ることを目的とする。</p> <p><b>5 条例の概要</b> （1）「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体規制法」という。）に規定する観察処分を受けた団体を「反社会的団体」とし、定期的に活動状況等を区長に報告する義務を規定。 （2）「反社会的団体」が正当な理由がなく、報告を拒み、虚偽の報告をしたときは、過料に処する旨を規定。</p>

(3) 区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対する脅威及び不安を除去するため、周辺住民で結成した住民協議会への支援等区が講ずべき措置を規定。

## 6 条例の運用経過

平成22年10月 条例の制定

平成26年10月 条例の改正

※ 第1次過料処分取消訴訟の最高裁上告棄却を受け、報告と公表に関する根拠、手続きの明確化を図るため条例を改正

## 7 条例の施行状況

(1) これまで反社会的団体に対し、合計10回報告書の提出を請求した。

(2) いずれの請求に対しても報告書が未提出のため、これまで9回の過料処分を課している。

(3) 過料処分に対する訴訟経過は以下のとおり

ア 第1次過料処分取消請求訴訟（平成23年報告請求分）

① 第1審（平成24年12月） 区勝訴

② 控訴審（平成25年10月） 区敗訴

③ 上告審（平成26年 5月） 区敗訴

イ 第2次過料処分取消請求訴訟（平成27年報告請求分）

① 第1審（平成29年12月） 区勝訴

② 控訴審（平成30年 7月） 区勝訴

※ 反社会的団体が上告しなかったため区の勝訴が確定

ウ 第3次過料処分取消請求訴訟（平成31年報告請求分）

① 第1審（令和6年4月） 区勝訴

② 控訴審（令和7年6月） 区勝訴

③ 上告審（令和8年2月） 区勝訴

## 8 今後の方針

区民の安全及び地域の平穩の確保のため、今後も団体規制法、本条例にのっとり、適正な手段を講じていく。

### 【参考】団体規制法の見直し

国は、五年ごとに団体規制法の見直しを実施。直近は、令和6年度に行い、法律を存続することを決定している。

団体規制法附則（見直し）

この法律の施行の日から起算して五年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

条例見直し調査

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条例名	足立区反社会的団体の規制に関する条例				
条例番号	平成22年10月22日条例第44号	法規集	第12類第1章		
所管室課	危機管理部危機管理課				
条例の概要	無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律に規定する観察処分を受けた団体を「反社会的団体」と規定し、区内の活動及び転入等による区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対する脅威及び不安を除去するため、区が講ずべき措置を定めるとともに、周辺住民の自主的な活動を支援し、区民の安全及び地域の平穩の確保を図ることを目的としている。				
条例の施行状況	(1) これまで観察処分を受けた団体に対し、平成23年、27年、31年、令和2年～8年までの合計10回報告書の提出を請求した(5条)。 (2) いずれの年度も報告書が未提出のため、条例の目的が達成されておらず、所定の手続きを経て、過料処分をこれまでに9回課している(10条)。 (3) 周辺住民で結成した住民協議会に対し活動経費の補助、必要な支援を行っている(12条)。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	国の5年毎の団体規制法の見直しにおいては、無差別大量殺人に及ぶ危険性があるため引き続き活動状況を明らかにする必要があるとして、法律を存続させる方針が示されており、本件条例においても区民の安全及び地域の平穩の確保を図る目的を達成するため構成員や活動状況の報告を求めることは必要であり、住民の不安が解消されていない現状では、引き続き条例を存続する必要がある。			
	有効性 (条例の目的と規制する手段との整合が図られているか。)	条例に基づく規制は、必要最小限度のものであり、憲法の保障する基本的人権の侵害に当たる制約を課しているものではない。条例の目的と規制する手段との整合性は図られている。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	団体規制法及び関係法令に抵触しない内容である。裁判所の判示においても、条例の合憲性・適法性が認められている。			
	その他				
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>		<p style="text-align: center;">理 由 等</p> 条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正、廃止及び運用の改善等の必要はない。		

改正

平成22年12月9日条例第49号

平成26年10月27日条例第59号

平成28年3月25日条例第18号

足立区反社会的団体の規制に関する条例を公布する。

足立区反社会的団体の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、反社会的団体の足立区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）における活動及び反社会的団体の構成員の区への転入等に伴って生じる区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対する脅威及び不安を除去するため、当該団体に対する調査、命令等、区が講ずべき措置を定めるとともに、当該脅威等を除去するために行う周辺住民の自主的な活動を支援し、もって区民の安全及び地域の平穩の確保を図ることを目的とする。

(条例の解釈適用等)

第2条 この条例の規定は、区民の安全及び地域の平穩の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

2 この条例に基づく規制は、前条に規定する目的を達成するために必要な最小限度において行うべきであって、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において「反社会的団体」とは、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体(当該団体の支部、分会その他の下部組織等当該団体と同一性を有する団体を含む。)をいう。

2 この条例において「周辺住民」とは、反社会的団体が活動の拠点を決め、又は反社会的団体の構成員若しくは関係者が住所地(居所を含む。以下同じ。)として定めることにより、日常生活における安全及び平穩に脅威若しくは不安を感じる当該拠点又は当該住所地の周辺に生活する者をいう。

(区の責務)

第4条 区は、区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対する脅威及び不安の除去に努めるとともに、国、東京都その他の機関に対し必要な働きかけをしなければならない。

(反社会的団体の義務)

第5条 反社会的団体が区内において活動するときは、当該団体は、区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対する脅威及び不安を生じさせてはならない。反社会的団体の構成員が区内において当該団体の意思に基づいて活動し、又は当該団体の指示その他当該団体の意向に沿って区内に居住するときも、同様とする。

2 反社会的団体が区内において活動するとき、又は反社会的団体の指示その他当該団体の意向に沿ってその構成員を区内に居住させるときには、当該団体は、次に掲げる事項を定期的に区長に報告しなければならない。

(1) 区内において活動し、又は居住する当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所

(2) 当該団体の活動に関する事項のうち規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

3 反社会的団体は、周辺住民の求めがあった場合には、その活動内容を説明するために説明会を開催しなければならない。

(公表)

第6条 区長は、反社会的団体に対しこの条例に基づく措置を行ったとき又は前条第2項の報告を受けたときは、措置又は報告の内容を公表することができる。ただし、足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)第8条各号に該当する情報については、この限りでない。

(協議等のあっせん)

第7条 区長は、周辺住民が反社会的団体との協議等を求めている場合、そのあっせんをすることができる。

2 反社会的団体が前項のあっせんに応じない場合、区長は、これに応じるよう命ずることができる。

(調査権)

第8条 区長は、反社会的団体の活動内容が区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対して脅威又は不安を与えるおそれのあるとき、又は反社会的団体の構成員が騒音、異臭等を発生させる等、周辺住民の日常生活の安全及び平穩に対して脅威又は不安を与える行為をしたときは、当該

団体に事実の確認を求めるとともに、事実を確認するために建物に立ち入る等必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、区内に住所を有する反社会的団体の構成員について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき調査をするものとする。
- 3 区長は、前2項の調査に当たり、区職員に關係人に対し質問をさせ、又は文書の提示を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により調査をする区職員は、關係人から要求があったときは、その身分を示す証明書を提示しなければならない。
- 5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置勧告等及び立退命令）

第9条 区長は、反社会的団体が第5条に規定する義務を遵守せず、その活動により区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に対して脅威又は不安を与える事態を生じさせているときは、相当の期間内に当該脅威及び不安を除去する措置を講ずべきことを当該団体及びその構成員に対し勧告することができる。

- 2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、区民の安全及び周辺住民の日常生活の平穩に与える脅威又は不安を除去する措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 区長は、前項の規定による命令によってもなお、反社会的団体が区民の安全に与える脅威を除去する措置を講じない場合は、期限を定めて、当該団体及びその構成員に対し住所地からの立退きを命ずることができる。

（過料）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合において、反社会的団体及びその行為をした構成員は、5万円以下の過料に処する。

- （1） 正当な理由なく第5条第2項の報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。
- （2） 正当な理由なく、第8条第1項及び第2項の調査に協力せず、同条第3項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示したとき。
- （3） 第7条第2項、前条第2項及び第3項に基づく命令に従わないとき。

（聴聞手続等）

第11条 区長は、第7条第2項、第9条第2項及び第3項に基づく命令を決定するに当たっては、足立区行政手続条例(平成7年足立区条例第21号)に定める聴聞の手続を執らなければならない。

2 第7条第2項、第9条第2項及び第3項に基づく命令の決定に不服のある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求を区長に対してすることができる。

(周辺住民への支援)

第12条 周辺住民が反社会的団体に対抗するため協議会等を組織し、活動をしようとする場合において、区は、協議会等に対し活動に係る経費を補助する等、必要な支援措置を講ずるものとする。

2 前項の規定に基づき補助する額、補助の対象となる経費その他の事項については、別に定める。

(関係機関等との連携)

第13条 区は、公安調査庁、警察並びに関係する地方公共団体及び反社会的団体に係る問題に取り組む区内外の民間団体に対し情報を提供する等、密接な連携の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この条例の施行の日から起算して5年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

付 則 (平成22年12月9日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年10月27日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月25日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 総務委員会報告資料

令和8年2月25日

件名	「足立区安全安心パトロール実施要綱」の制定について										
所管部課名	危機管理部 危機管理課、犯罪抑止担当課										
内容	<p>パトロール隊員による事故が散見されるようになり、年齢制限等を設けて適正なパトロールを担保する必要がある、新たに要綱（案）（別紙1）を作成したため報告する。</p> <p><b>1 概要</b> 令和7年11月に実施した青パト活動者を対象としたアンケート結果（別紙2）を受けて要綱（案）を作成し、以下のとおりポイントをまとめた。</p> <p><b>2 要綱のポイント</b></p> <table border="1" data-bbox="416 913 1425 1435"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 913 799 965">ポイント</th> <th data-bbox="799 913 1425 965">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 965 799 1093">青パト運転手の基準の策定</td> <td data-bbox="799 965 1425 1093">75歳未満であることを条件とし、75歳以上の隊員については、徒歩や助手席でのパトロールをお願いする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1093 799 1238">実施計画書の作成の義務化</td> <td data-bbox="799 1093 1425 1238">年度当初に作製・提出した計画書どおりにパトロールを実施してもらい、目的外の利用を防ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1238 799 1335">入隊及び脱退の手続きの明確化</td> <td data-bbox="799 1238 1425 1335">要綱に違反した場合は隊員を脱退させることができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1335 799 1435">事故時の保険適用基準の策定</td> <td data-bbox="799 1335 1425 1435">事故発生時、原則は保険を適用するが、要綱に違反した場合は適用しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 今後のスケジュール（予定）について</b>          令和8年3月27日 足立区町会・自治会連合会役員会にて説明          4月以降 各町会・自治会連合会役員会等にて説明          7月以降 要綱施行</p>	ポイント	内容	青パト運転手の基準の策定	75歳未満であることを条件とし、75歳以上の隊員については、徒歩や助手席でのパトロールをお願いする。	実施計画書の作成の義務化	年度当初に作製・提出した計画書どおりにパトロールを実施してもらい、目的外の利用を防ぐ。	入隊及び脱退の手続きの明確化	要綱に違反した場合は隊員を脱退させることができる。	事故時の保険適用基準の策定	事故発生時、原則は保険を適用するが、要綱に違反した場合は適用しない。
ポイント	内容										
青パト運転手の基準の策定	75歳未満であることを条件とし、75歳以上の隊員については、徒歩や助手席でのパトロールをお願いする。										
実施計画書の作成の義務化	年度当初に作製・提出した計画書どおりにパトロールを実施してもらい、目的外の利用を防ぐ。										
入隊及び脱退の手続きの明確化	要綱に違反した場合は隊員を脱退させることができる。										
事故時の保険適用基準の策定	事故発生時、原則は保険を適用するが、要綱に違反した場合は適用しない。										

（趣旨）

第1条 この要綱は、区民と区が協働して、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するために、区が保有する青色回転灯を装備する自動車（以下「パトロール車」という。）を用いた防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を区民が実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、青色防犯パトロールとは、足立区安全安心パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）員がパトロール車を用いて自主的にパトロールを行うことをいう。

（パトロール隊事務局）

第3条 青色防犯パトロールを実施するため、危機管理部危機管理課にパトロール隊事務局を置き、パトロール隊事務局長（以下「事務局長」という。）は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

（警察の証明）

第4条 パトロール隊員は、パトロール車に乗車する場合には、警視庁が実施するパトロール講習会を受講し、警視総監から青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明（パトロール実施者証）を得なければならない。

（パトロール隊員の資格）

第5条 パトロール隊員は、次の要件全てを満たす者とする。

- （1） 足立区に在住又は、在勤していること。
- （2） 町会・自治会など自己が所属する団体の代表者からの推薦があること。

（入隊）

第6条 パトロール隊への参加を希望する者は、足立区安全安心パトロール隊隊員届出書（別記様式第1号）に所定の内容を記載し、事務局長に提出する。

2 事務局長は、前項の届出書に記載された内容を審査し、第5条の要件を満たすと確認した者について入隊を認める。

（脱退）

第7条 パトロール隊からの脱退を希望するパトロール隊員は、脱退申込用紙に必要事項を記載し、事務局長に提出するものとする。

2 事務局長は、以下の事項に該当するパトロール隊員を、通告することによって、パトロール隊から脱退させることができる。

- （1） パトロール車を青色防犯パトロール以外で使用した者
- （2） 第9条に規定する活動手続に違反した者
- （3） その他、事務局長がパトロール隊員にふさわしくないと認めた者

（活動内容）

第8条 パトロール隊は、次の活動を行うものとする。

- （1） 青色防犯パトロールの実施
- （2） その他安全・安心まちづくりに必要があると認められる活動

(活動手続)

第9条 パトロール隊員は、青色防犯パトロールを実施するときは、パトロール隊事務局、区民事務所又は六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」(以下、「事務局等」という。)とパトロール計画を調整した上で年度ごとに実施計画書を作成し、事務局に提出するものとする。

2 パトロール車の給油は、事務局が行うものとし、パトロール隊員は、青色防犯パトロールの出発前に燃料の残量を点検し、不足が見込まれる場合は事務局等へ報告しなければならない。

3 パトロール車を運転するパトロール隊員は、運転日当日において、次の基準を満たさなければならない。

(1) 自動車運転免許証を取得後3年以上経過していること。

(2) 日常的に市街地内において自動車運転をしていること。

(3) 健康状態が運転に支障のない状態であること。

(4) 年齢が75歳未満であること。

(5) パトロールを行う地理を熟知していること。

4 前項第4号の規定は、施行の際現に第4条の証明を得ている者の青色防犯パトロール実施については、適用しない。

5 パトロール隊員は、パトロール車の運転の前後に、アルコール検知器を用いた酒気帯び検査を行わなければならない。

6 パトロール隊員は、青色防犯パトロールを終了したときは、パトロール日誌に必要事項を記載することにより、実施結果をパトロール隊事務局に報告するものとする。

7 パトロール隊員は、1回の青色防犯パトロールにあたり120分を超えてパトロールを行ってはならない。

8 パトロール隊員は、休日、早朝、夜間等、事務局の閉庁している時間帯に青色防犯パトロールを実施するときは、事前に事務局に協議し、承認を得なければならない。

(安全運転の確認)

第10条 パトロール隊事務局の職員は、事務局長が必要と認めるときは、パトロール車に同乗し、パトロール隊員が安全運転であることを確認するものとする。

(交通事故の処理)

第11条 パトロール車の運行中に交通事故が発生したときは、パトロール隊員は、負傷者の救護、二次的事故の防止措置及び警察署への通報を行い、並びに速やかにパトロール隊事務局に事故状況を報告しなければならない。

(保険の適用)

第12条 実施計画書にあるパトロール中に交通事故が発生した場合、区が加入する任意保険を適用する。ただし、パトロール隊員が第8条及び第9条に違反していたことが確認できた場合はこの限りでない。

(委任)

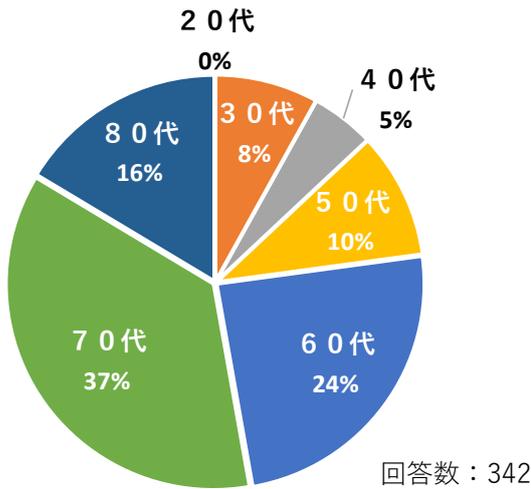
第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理部長が定める。

付 則 (8足危発第 号 令和8年 月 日 区長決定)

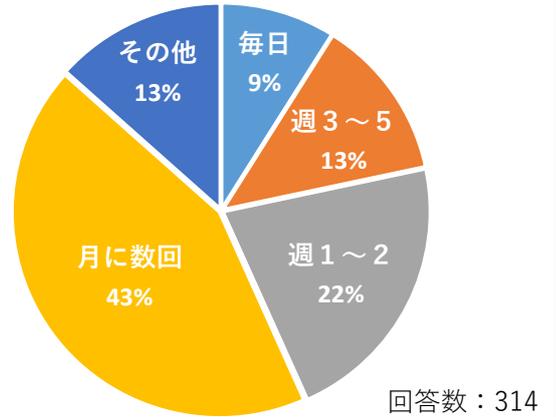
この要綱は令和8年 月 日から施行する。

# 青パト活動者を対象としたアンケート結果 (別紙2)

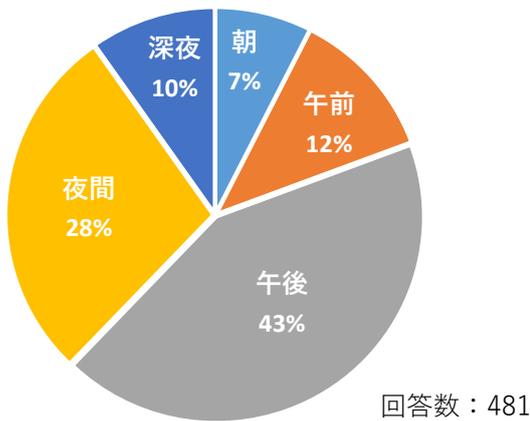
質問1 あなたの年代を教えてください。



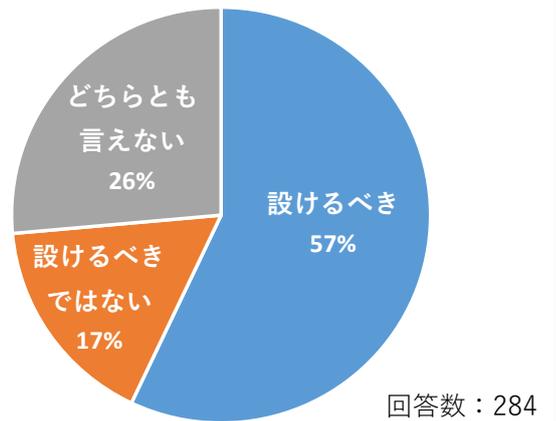
質問2 青パトによるパトロールの頻度について、どれくらいの回数が必要だと思いますか？



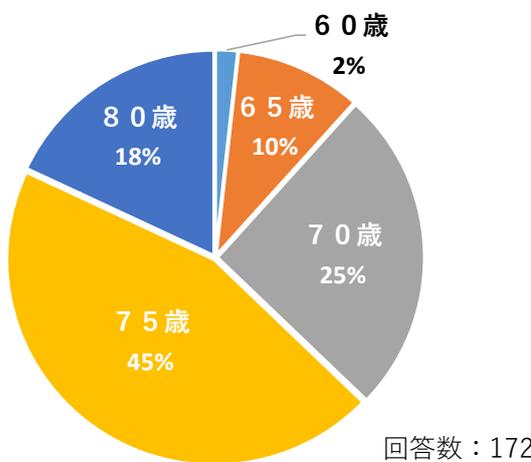
質問3 青パトは、どの時間帯での実施が必要だと思いますか？



質問4 青パト運転者の年齢制限について、ご意見をお聞かせください。



質問5 青パト運転時の年齢制限を設ける場合の年齢について何歳までが良いと考えますか？



質問6 あなたの今後の青パト活動について、どのようにお考えですか？

